



「生業を返せ、地域を返せ！」

福島原発事故被害弁護団

東京都渋谷区代々木一丁目 42 番 4 号 代々木総合法律事務所
Tel: 03-3379-6770

私たちが取り戻したいのは もとどおりの生活

○弁護団は、2011年10月30日に結成されました。
福島県内はもちろん、宮城、埼玉、千葉、栃木、神奈川、東京、
沖縄の弁護士約60名が結集しています。
公害訴訟や原爆症訴訟など、多くの人権課題に取り組んできた弁
護士が参加するとともに、若手も多く参加しています。

○スローガン
私たちは、今回の事故を「公害」ととらえています。賠償だけが
被害回復とは考えていません。
健康や地域環境など、あらゆる被害の回復を求めています。
そうした思いから、「生業を返せ、地域を返せ！」をスローガン
としています。

○facebook <http://facebook.gwbg.ws/nariwai>

○Twitter @NARIWAibengodan follow us

この裁判は、
原発事故の被害を救済し、
原発ゼロの社会を目指す
裁判です



国と東電の責任を追及する
集団訴訟へのお誘い



どんな裁判か？



原告 福島県と隣接県の放射能汚染に曝された住民
(避難した人も含め) が

被告 原発事故に責任を負う東電と国に対し

権利 「放射能に汚染されていない環境で生活する権利」
を侵害されたことに基づき

請求 (1) 事故による放射能汚染のない状態に戻せ
(2) それまで毎月の慰謝料を支払え

目的 福島原発事故についての国と東電の責任を
明らかにして、そのことを通じて、

- (1) 原状の回復 (もとの福島を返せ！)
- (2) 原発の廃炉
- (3) 住民の健康対策の充実
- (4) 完全な賠償の支払い

などを要求します。

・・・と請求する裁判です。

